

# 公開買付説明書の訂正事項分

平成21年4月

SGインベストメンツ株式会社

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分にかかる公開買付けは金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	SGインベストメンツ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー46階
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6437-1648
【事務連絡者氏名】	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コーポレート・コミュニケーションズ 岩立 澄子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	SGインベストメンツ株式会社 (東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー46階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SGインベストメンツ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ユー・エス・ジェイをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将

来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 1【公開買付説明書の訂正の理由】

平成21年3月23日に提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2【訂正事項】

- 第1 公開買付要項
  - 3 買付け等の目的
  - 6 株券等の取得に関する許可等
    - (2) 根拠法令
    - (3) 許可等の日付及び番号

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

(訂正前)

(前略)

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

(中略)

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、本公開買付けの開始日以降、遅滞なく、後述の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大75,000百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンは、25,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと49,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A) 返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成26年3月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成26年3月の期限一括返済を予定し、また、(B) 金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円TIBORに基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとは異なる金利条件となる予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け（なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約74,140百万円を調達することを予定しております。）、②対象者の既存の借入金の返済に充当する資金として約31,500百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております（第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約43,500百万円となる予定です。）。

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件を規定することが予定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、公開買付届出書に添付されたとおりの融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社（以下「ユニバーサル当事者」と総称します。）から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する（対象者を完全子会社化した後の）対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題は無い旨の非公式な内諾を得ておりますが、今後正式の同意が可及的速やかに得られるよう努めていく所存です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

(中略)

(ii) 融資に関し締結を予定している契約の概要

更に、公開買付者は、平成21年3月31日に、後述の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載の金融機関から構成されるシンジケート団との間で融資契約を締結し、この融資契約に基づき合計で最大75,000百万円を借り入れること（以下「本件買収ローン」といいます。）を予定しております。本件買収ローンは、25,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンAと49,500百万円の貸付限度額を規定したタームローンBからなり、(A) 返済条件については、タームローンAが最終償還期限を平成26年3月とする分割返済、タームローンBが最終償還期限である平成26年3月の期限一括返済と定められ、また、(B) 金利条件については、タームローンA及びタームローンBともに全銀協日本円TIBORに基づく変動利率ですが、タームローンAとタームローンBとは異なる金利条件が定められています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合において、上記の融資契約に基づき、上記の金融機関から、①本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の一部として第1回貸付けの実行を受け（なお、前述の通り、本公開買付けに係る決済に要する資金を調達するため、公開買付者は、別途第三者割当増資により約74,140百万円を調達することを予定しております。）、②対象者の既存の借入金の返済に充当する資金として約31,500百万円の第2回貸付けの実行を受け、さらに、③後述の「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する資金として第3回貸付けの実行を受けることを予定しております（第1回貸付けと第3回貸付けの貸付金額は合計で約43,500百万円となる予定です。）。

本件買収ローンに関し、公開買付者は所定のコミットメントフィーその他通常シンジケートローンで借主が負担する各種フィー及び費用の支払義務を負うほか、本件買収ローンに関する融資契約では、シンジケートローンで通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定されています。

さらに、本件買収ローンについては、公開買付者の株式並びに公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及びその後下記「(4) 本公開買付け成立後の組織再編等の方針」記載の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることに伴い取得する対象者株式を本件買収ローンの担保に供することに加え、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、対象者が本件買収ローンの連帯保証人となり、また対象者の資産のうち担保設定の対象としての適格性を有するものを本件買収ローンの担保に供する予定です。

公開買付者は本公開買付けの開始に先立ち、上記の金融機関との間で、本件買収ローンに関する基本条件について合意しており、公開買付届出書に添付されたとおりの融資証明書を上記の各金融機関から取得しております。

なお、対象者は、ビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピー及びその関係会社

(以下「ユニバーサル当事者」と総称します。) から、対象者のテーマパークである「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」の企画、建設及び運営に関連する商号、マーク、キャラクター等の知的財産に関する非独占的ライセンスの供与を受けておりますが、ユニバーサル当事者との間で締結しているライセンス契約において、本件買収ローンに関連する(対象者を完全子会社化した後の)対象者の資産上への担保設定等につき、契約の相手方の同意を取得することが必要とされております。本公開買付けの開始に先立ち、公開買付者は、対象者の協力を得てビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーとの間で予備折衝を行い、その結果既にビベンディ・ユニバーサル・エンターテイメント・エルエルエルピーから同意することに問題はない旨の非公式な内諾を得ておりましたが、平成21年3月31日、かかる同意を取得しました。

(後略)

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (2)【根拠法令】

(訂正前)

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第27条第1項

公開買付者は、本公開買付けの開始以降、速やかに、外為法第27条第1項に従い財務大臣及び事業所管大臣への届出を行います。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出にかかる対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が最長5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回することがあります。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)第27条第1項

公開買付者は、平成21年3月23日に、外為法第27条第1項に従い財務大臣及び事業所管大臣への届出を行いました。当該届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、公開買付者が当該期間の短縮を申請した結果、当該期間は2週間に短縮され、平成21年4月7日をもって終了しました。

### (3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成21年4月7日

許可等の番号 JD第618号